

京都市上下水道局管理規程第21号

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「40時間」を「38時間45分」に、「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改め、同条第1号中「夜警又は監視」を削る。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)